



1階平面図 1/200


2階平面図 1/200

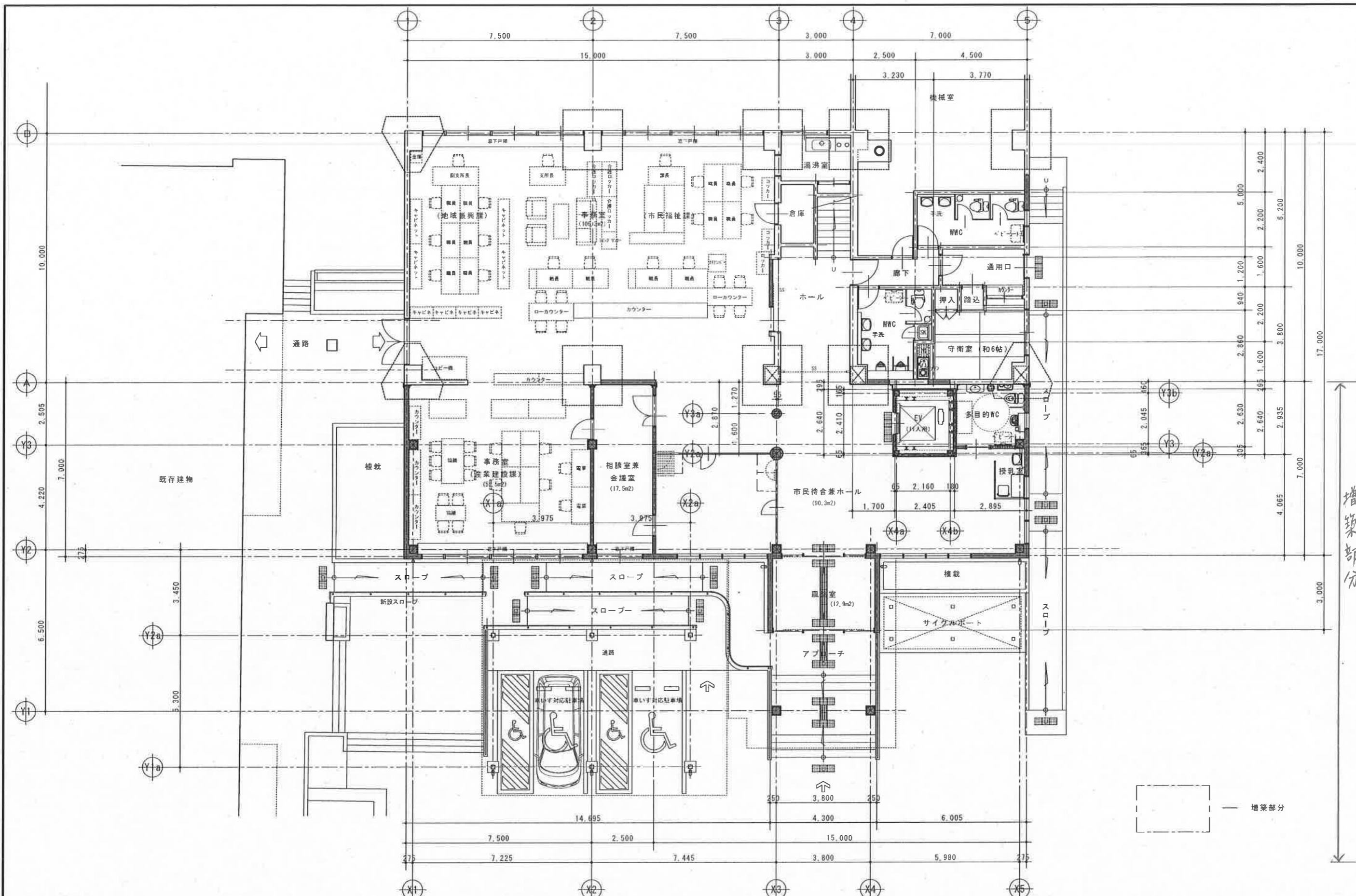
CHECK		DRAW			第2庁舎1階・2階改修平面図 1/200 桂設計事務所 1級建築士登録第79043号 金田忠和	NO
						




3階平面図 1/200

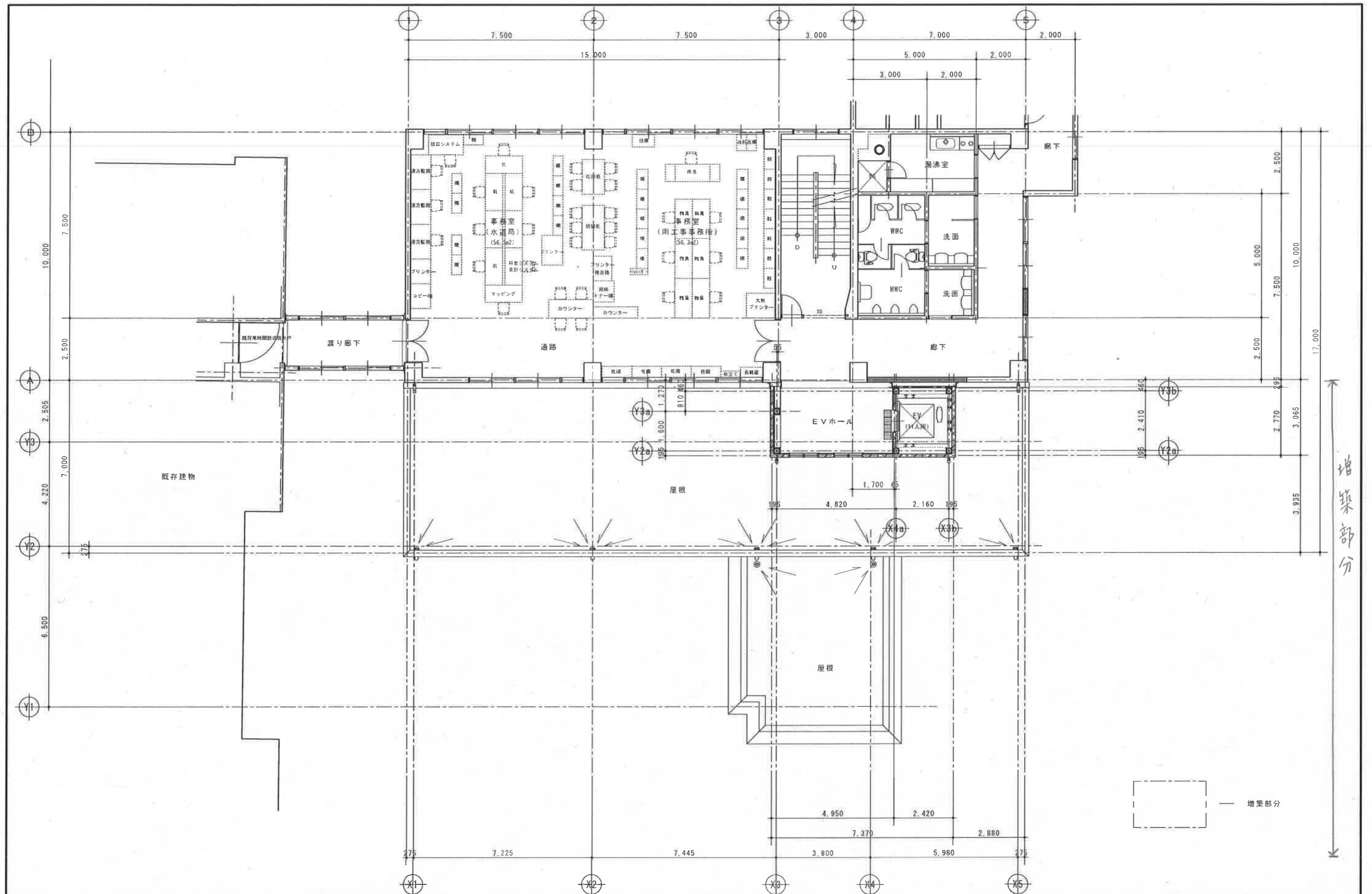
屋根平面図 1/200

			NO	
			第2庁舎3階改修平面図・屋根平面図 1/200	
CHECK	DRAW		桂設計事務所	
			1級建築士登録第79043号 釜田忠和	



増築部分

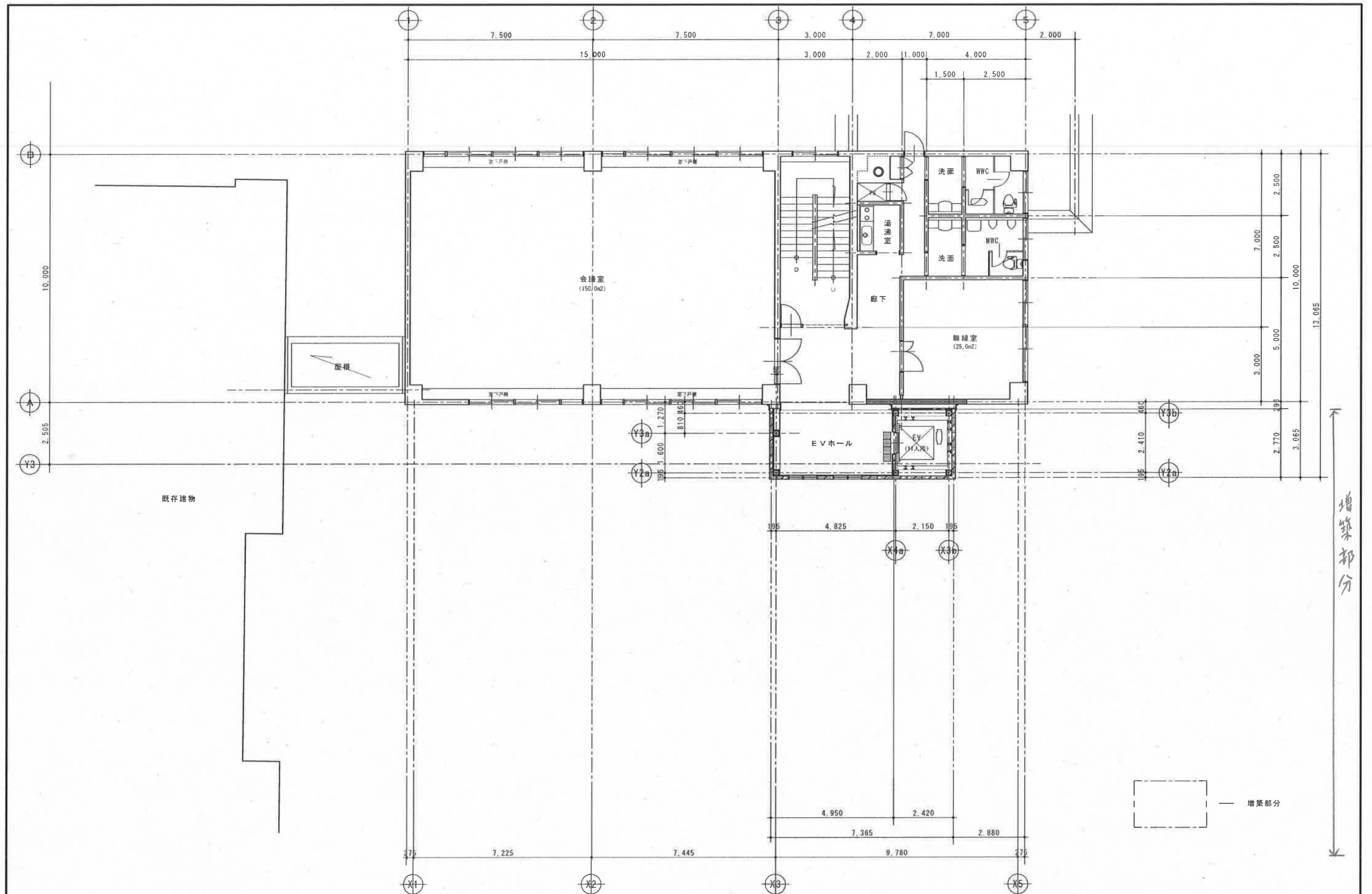
CHECK		DRAW			桂設計事務所 1級建築士登録第79043号 金田忠和
			坪田		



増築部分



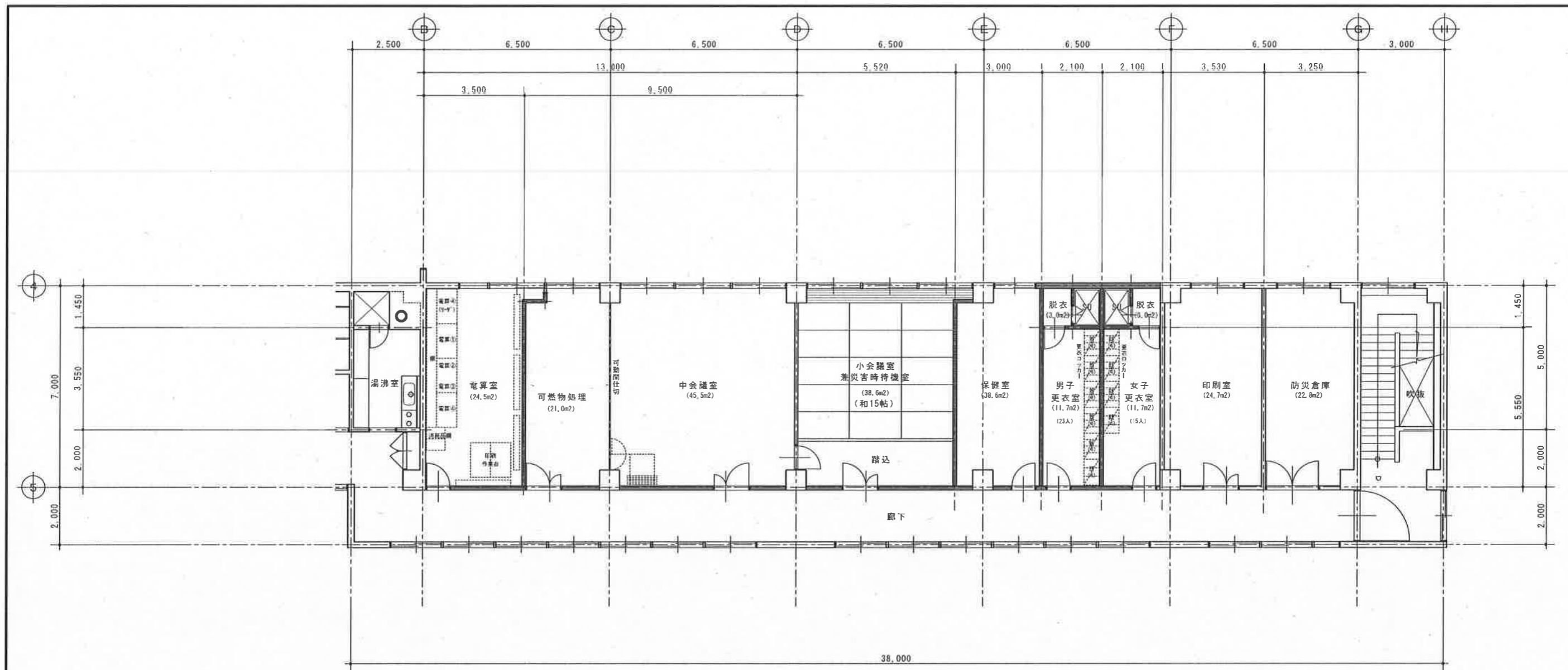
		CHECK		DRAW		NO	
		坪田		[Signature]		既存第2庁舎2階増築部分平面図 1/100	
				桂設計事務所		1級建築士登録第79043号 釜田忠和	



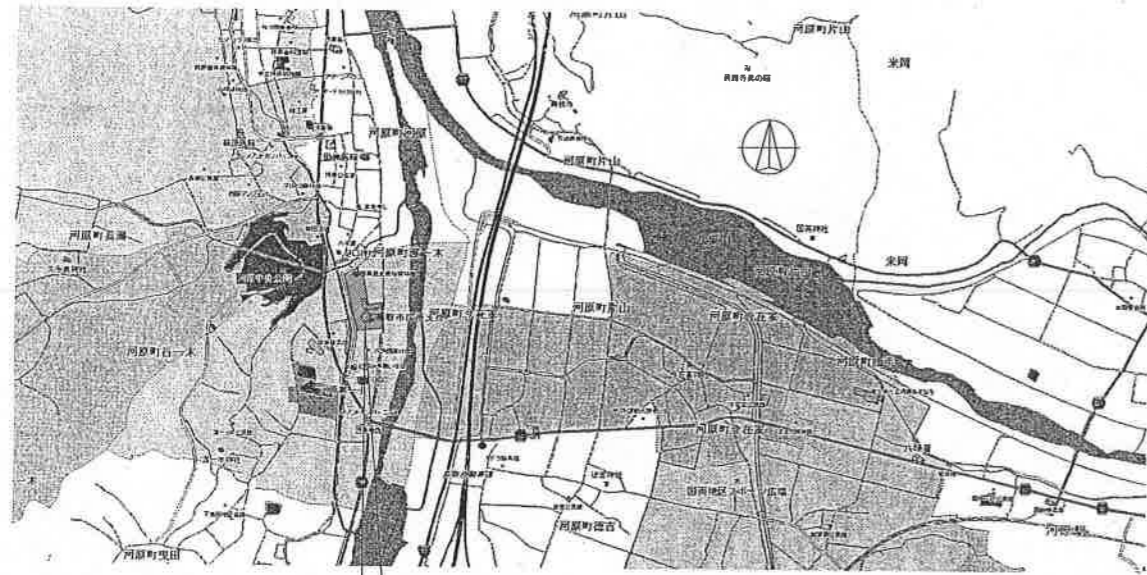
増築部分

— 増築部分

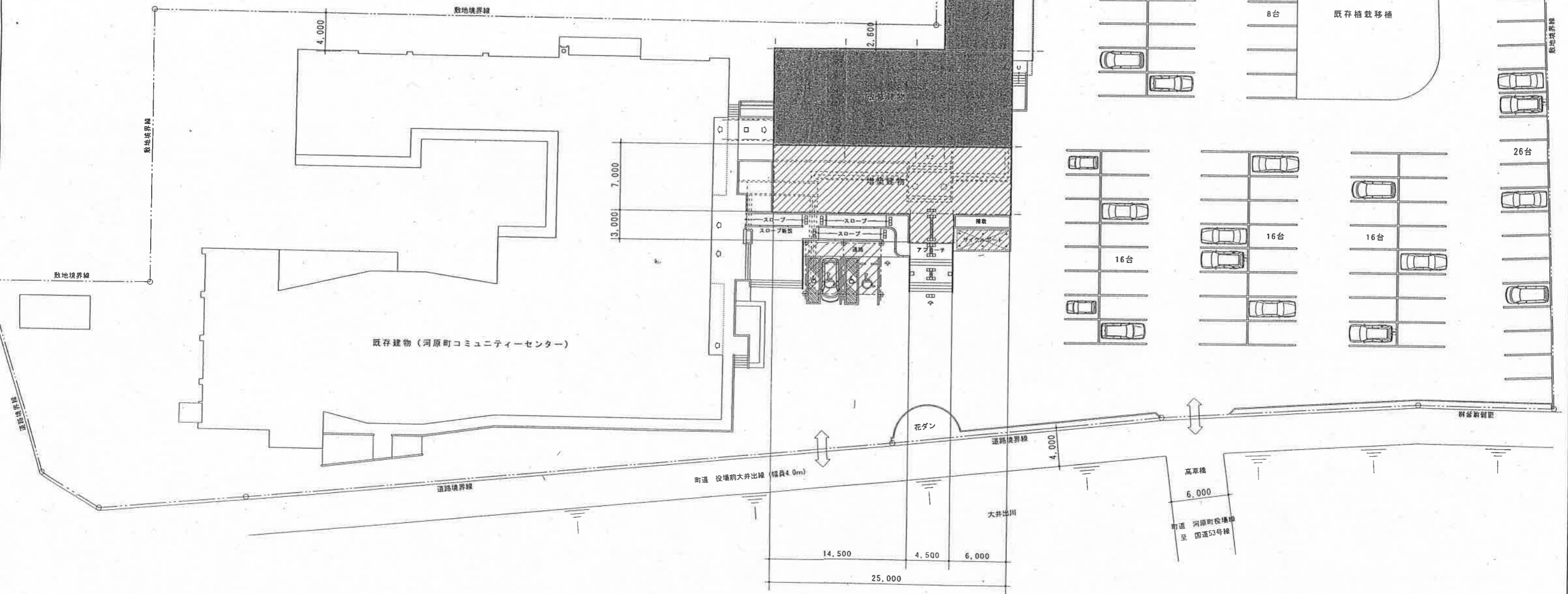
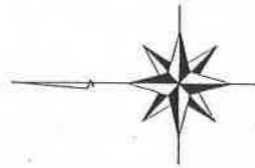
		CHECK		DRAW		NO	
				坪田		既存第2庁舎3階増築部分平面図 1/100	
				桂設計事務所		1級建築士登録第79043号 釜田忠和	



				NO	
				第2庁舎2階改修平面図 1/100	
		CHECK DRAW		桂設計事務所 1級建築士登録第79043号 釜田忠和	
		坪田			



- 改修建物
- 増築建物
- 既存建物



7-1

CHECK

DRAW

坪田



鳥取市地域内情報 伝達設備整備事業補助金

地域社会では、過疎化、少子化、高齢化等の課題を抱えており、住民相互の助け合いによる安心・安全確保や、地域の活性化がこれまで以上に求められています。

本市では、平成29年度より地域コミュニティ活動を円滑に行うために、町内会、集落、自治会（以下「町内会等」）の連絡など、身近な情報を伝達する情報伝達設備の整備にかかる経費について一部助成します。

《補助事業内容》

補助対象事業	補助対象経費	補助率	上限補助額
(1) 音声告知専用 端末機器設置事業	音声告知専用端末機器の購入費及び これらの設置に要する標準的工事費から <u>10,000円を差し引いた経費</u> ↓ 利用者の負担額は1世帯当たり 10,000円となります ※詳細については別紙参照	10分の10	1町内会等につき、音声告知専用 端末機器等を購入設置した世帯 数に次の額を乗じた額 (1) 日本海ケーブルネットワークエ リアの場合 19,160円 (2) いなびぴょんぴょんネットエリ アの場合 36,980円
(2) 有線放送設備 設置事業	スピーカー、放送卓、アンプ、ケーブル、 マイク、ポール、非常用電源等の設備の設 置経費等	2分の1	1町内会等につき 2,500,000円
(3) 地域無線シス テム設置事業	戸別受信機、放送卓、アンプ、アンテナ、 マイク、非常用電源等の設備の設置経費 等	2分の1	1町内会等につき 2,500,000円

《補助対象者》

鳥取市自治連合会に加盟する町内会等。

ただし、新規で地域内情報伝達設備を整備する町内会等については自治会加入世帯の8割以上の世帯が本事業に取り組むことが必要です。

※ 複数の町内会等で構成する組織でも可能です。

《事業実施期間》

平成29年4月1日から平成35年3月31日まで

《その他》

本補助金の利用は、期間内に1回限りとします。

ただし、「音声告知専用端末機器設置事業」に関して、利用後に新規設置者が出た場合は、この限りではありません。

平成29年度から	鳥取地域・国府・青谷
平成30年度から	気高・鹿野
平成31年度から	河原
平成32年度から	福部・用瀬
平成33年度から	佐治
※現時点での計画であり変更になることがあります。	

《問い合わせ先》

◇鳥取地域・・・企画推進部 地域振興局 協働推進課 コミュニティ支援係
〒680-8571 鳥取市尚徳町 116 【市役所本庁舎3階】
電話：(0857) 20-3171

◇新市域・・・各総合支所 地域振興課

- ・国府 〒680-0197 鳥取市国府町宮下 1221 電話：(0857) 39-0555
- ・福部 〒689-0102 鳥取市福部町細川 668 電話：(0857) 75-2811
- ・河原 〒680-1221 鳥取市河原町渡一木 277 電話：(0858) 76-3111
- ・用瀬 〒689-1201 鳥取市用瀬町用瀬 832 電話：(0858) 87-2111
- ・佐治 〒689-1313 鳥取市佐治町加瀬木 2519-3 電話：(0858) 88-0211
- ・気高 〒689-0331 鳥取市気高町浜村 282-1 電話：(0857) 82-0011
- ・鹿野 〒689-0405 鳥取市鹿野町鹿野 1517 電話：(0857) 84-2011
- ・青谷 〒689-0592 鳥取市青谷町青谷 667 電話：(0857) 85-0011

◇各ケーブルテレビ事業者

- ・日本海ケーブルネットワーク(株) 営業推進部 電話：(0857) 21-2255
- ・いなばぴよんぴよんネット 業務部 電話：(0857) 22-6111



地域内情報伝達設備のメリット・デメリット

	音声告知専用端末機器	有線放送設備	地域無線システム
概要	CATV事業者の行うサービスのひとつで、CATV網を利用した音声による情報提供機器	町内会内の各戸を有線ケーブルで接続し音声放送を行うもの	無線通信を用いて町内会内の戸別放送を行うもの
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアを区分けして放送することができます (町内会内だけでなく、状況に応じて学校区や地区単位・支所単位等のグループ設定を行うことで広域での放送も可能) ・放送する情報は電話で音声録音するため専用発信機器を設置する必要はありません ・放送を録音して聞くことができます ・伝送路のメンテナンスの必要がありません (CATV事業者が提供するサービスのため) ・設置費用が3つの設備の中で最も安価です 	<ul style="list-style-type: none"> ・CATVに加入する必要はありません ・他の地域と混信することはありません ・ケーブルを延長することで放送エリアを拡大できます ・設備が単純であるため、断線等の修理は比較的簡単です ・従来から使われている設備であるため、多くの電気事業者が対応できます 	<ul style="list-style-type: none"> ・CATVに加入する必要はありません ・ケーブル等の固定的な伝送設備は必要ありません ・設置した後も機器の移動が容易です ・エリアを区分けして放送することができます ・放送を録音して聞くことができます
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・CATVに加入することが前提です ・同時に放送できる区域数に限りがあります (混み合った場合は、順番待ちになる) ・毎月108円(税込)の利用料が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルなど伝送路の保守・管理が必要です ・機器を設置した後に再度移動する場合はケーブルの再配線が必要になります ・新規設置の場合約50世帯で250万円程度の費用が必要です (線の延長等によって金額が変わります) ・風雪・地震等の災害で断線する場合があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者による、電波の到達状況や混信の有無の事前調査が必要になります ・地形等の影響を受けやすいので、特に山間部では聞こえる範囲が狭まる可能性があります (出力の弱い無線電波を使うため) ・新規設置の場合約50世帯で300万円程度の費用が必要です (地域の実情(地形・面積等)によって金額が変わります) ・有線放送設備に比べて対応できる業者が少ないと思われれます

別紙：音声告知専用端末機器設置に係る補助について(1世帯当たり)

(税込円)

CATV局	メニュー	初期費用			維持費	補助額			利用者の負担額		備考
		標準 工事費	機器代	合計		標準 工事費	機器代	合計	初期 費用	利用料 (年額)	
日本海ケーブル ネットワーク	新規	10,800	18,360	29,160	1,296	10,800	8,360	19,160	10,000	1,296	標準工事費を上回る部分につ いては自己負担となります
	新規	16,200	30,780	46,980	1,296	16,200	20,780	36,980	10,000	1,296	
いなばびよんびよんネット	取替 (既設)	0	30,780	30,780	1,296	0	20,780	20,780	10,000	1,296	農村型告知端末を利用して いた町内会のみ該当となります



月額108円(税込)
の12カ月分です

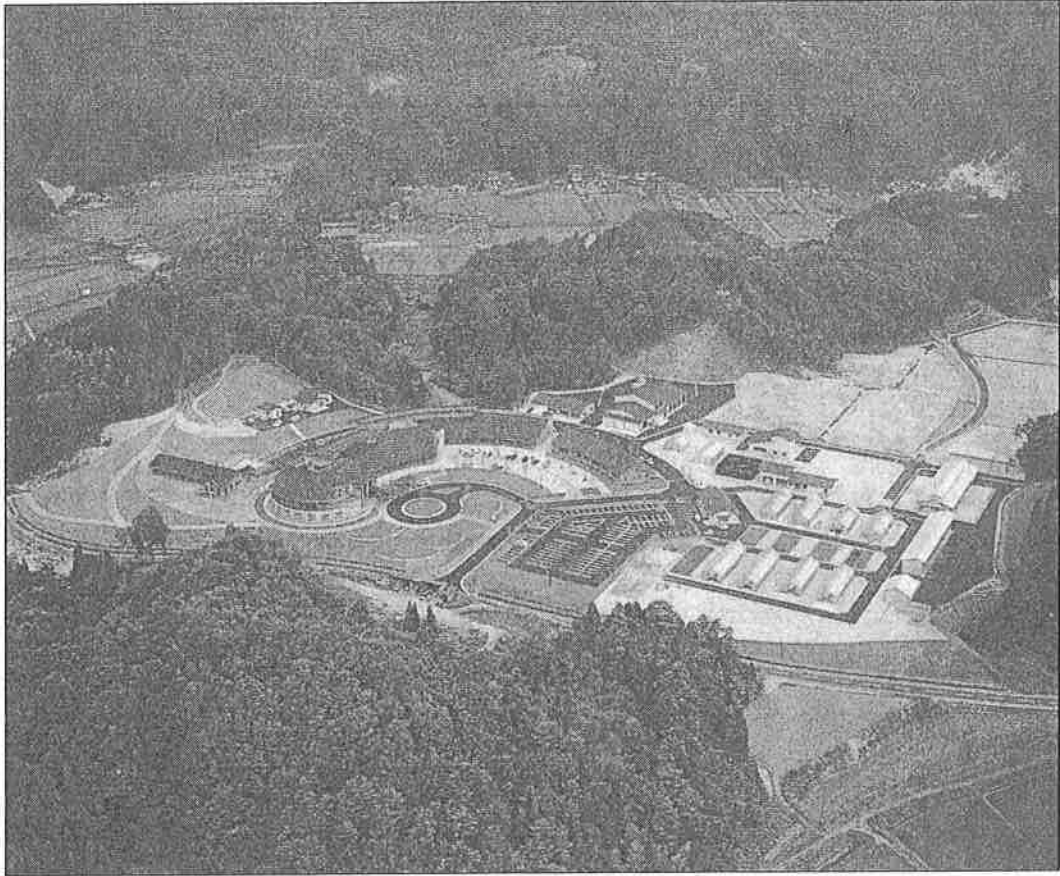
実際に利用者に負担
してもらった費用です

※ なお、音声告知専用端末機器の設置事業はケーブルテレビに加入することが前提となっています。

そのため、未加入の方が当事業に取り組みられる場合はケーブルテレビの加入金及び宅内工事費(30,000円程度)が別途必要となります。

※ 端末機器の故障等により修理が必要になった場合の費用は、利用者の自己負担となります。

島根県中山間地域研究センターの概要



(本館施設のある飯南町上来島地区)

生命地域宣言

中山間地域は、私たちの生命地域です。
20世紀は、都市の世紀でした。
多くの人々が、自然豊かな緑の大地を離れ、日々暮らすようになりました。
しかし、生命を育む地域のことを忘れた文明は、行き詰ろうとしています。
21世紀、「奪う」暮らしから「育てる」暮らしへ。
中山間地域へ、そして中山間地域から、新しい生き方を始めませんか。
新しい地域をつくりませんか。
今ここに、環境の世紀における先進空間として中山間地域の再生を宣言します。

平成27年4月

I センターの概要

1 設置の目的

中山間地域は、農林産物の生産や地域住民の生活の場であるとともに、国土保全などの多面的機能を担っています。しかし、過疎・高齢化の進行、また農林業の生産活動の停滞等から、集落機能の維持存続や公益機能の維持保全が困難となりつつあります。

こうした状況を打開・克服し、中山間地域の活性化を図るため、島根県中山間地域研究センターを設置し、地域の調査研究並びに農業、畜産及び森林・林業の試験研究を総合的に実施するとともに、研究成果を活かした研修機会の提供、技術指導、情報提供等を行います。

具体的活動

- (1) 中山間地域に係る地域振興や農業、畜産、林業の試験研究を総合的に実施
- (2) 中山間地域の現場でのサポート活動
- (3) 研究成果、実践ノウハウの情報発信
- (4) 各種研修事業の実施

2 センター運営の基本方針

- 「生命地域」としての中山間地域の再生
中山間地域は、いのちを育むみなもとの地、環境の世紀における先進空間
- 「分野連携」による総合研究の展開
地域研究、農業・林業・畜産を中核とした横断型研究の推進
- 「住民主動」による地域づくりへの支援
地域住民・団体が主体となった地域づくりへの支援

3 活動コンセプト

- (1) 総合的な中山間地域対策の展開
地域振興対策の研究、農業・畜産・林業が一体となった技術開発、森林・林業に関する研究などを総合的に実施するとともに、これらの研究成果を活かした各種研修や地域づくりの支援事業を展開します。
- (2) 持続的な社会システムづくりの推進
研究成果の普及・定着、また、それを活かした各種研修や地域の特色ある様々な取り組みを積極的に支援し、21世紀における持続可能な活力ある中山間地域の社会づくりを推進します。
- (3) 広域的な地域連携の推進
地域に開かれた研究機関として、広く県民、関係者の声を取り入れた研究を実施するほか、県内はもとより中国地方における中山間地域振興研究のネットワークの核として県内外をつなぐ広域的な取組みを推進します。

お問合せ English Chinese Korean Russian

背景色 白 黒 ページュ 文字サイズ 標準 拡大(150%) 拡大(200%)



島根県
Shimane Prefectural Government

内検索 Custom Search

検索

サイトマップ

カレンダー (外部サイト)



トップ

防災・安全

観光

子育て・教
育

医療・福祉

くらし

しごと・産
業

環境・県土づく
り

県政・統計

トップ > 県政・統計 > 地域振興・交通 > 関係機関 > 中山間地域研究センター > 研修 > 研修案内【中山間地域研究センター】

研修について

集落や自治会、公民館、地域づくり団体等の研修事業として、センターにお越しになり、センターの研究分野に関連した研修を希望される場合には、センターを会場として団体ごとに個別の研修を実施します。

研修の内容

個別研修

研究員の説明+意見交換 (概ね60分程度)

【テーマ例】

・鳥獣対策研修イノシシ、サル、シカの被害対策について

※イノシシの研修については、イノシシ対策のビデオ視聴後、研究員との意見交換となります。

- ・中山間地域の現状と課題、地域研究スタッフの研究紹介
- ・新たなコミュニティ活動の取り組み事例の紹介
- ・産直市の運営と課題、新たなステップアップ
- ・中山間地域の土地利用、GISの活用
- ・耕作放棄地対策、竹林対策
- ・森林の果たす公益的機能 (小中学校向け)

※各課の担当している分野はこちらよりご確認ください

- ・地域研究スタッフ
- ・資源環境科
- ・鳥獣対策科
- ・森林保護育成科
- ・木材利用科

対応可能な日

センターは、土日祝日は閉所日のため、平日のみの対応とさせていただきます。

対応時間：午前10時から午後4時

※センターの主催行事、イベント等の開催、他の研修の予約が入っている場合、希望する研修の担当研究員が不在の場合など、ご希望日の研修をお受けできない場合があります。

研修費

資料代を含め実費を負担いただきます (お一人様1,000円)

※ただし、次の場合については無料になります。

- ・島根県内の組織、団体、個人の方
- ・センターの試験研究に関する情報交換を行う場合
- ・都道府県議会の視察等（島根県議会事務局を通じてお申し込みのあったもの）

お支払い方法

原則として研修当日に現金でお支払い下さい。

申込方法

- ・研修希望日の概ね1ヶ月前にまでに、研修担当者にお問い合わせ下さい。
- ・受入が可能なのが確認できましたら、別添研修申込票に必要事項を記入のうえ、FAX、郵送またはメールにてセンターまでご提出下さい。
- ・申込書がセンターに届きましたら、再度確認のためお電話させていただきます。

研修申込票 (Word版: 39KB)

研修の申込・問い合わせ先

〒690-3405 島根県飯石郡飯南町上来島1207

島根県中山間地域研究センター研修担当

電話0854-76-3808・3806

FAX0854-76-3758

お問い合わせ先

中山間地域研究センター

島根県中山間地域研究センター

〒690-3405 島根県飯石郡飯南町上来島1207

TEL: 0854-76-2025 FAX: 0854-76-3758

Mail: chusankan@pref.shimane.lg.jp

[ページの先頭へ戻る](#)

[個人情報の取り扱い](#) [著作権・リンク等](#) [アクセシビリティ](#)
[ソーシャルメディア利用指針](#)



QRコード
携帯電話で島根県公式ホーム
ページにアクセスできます。

Copyright (C) 2013 Shimane Prefectural Government. All Rights Reserved.